

一 般 質 問 通 告 書 No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成26年5月27日

議席番号 18番

東村山市議会議長 様

質問者 伊藤真一

記

番号	質 問 の 項 目 と 要 旨
1.	個人市民税・都民税の還付加算金について
	還付加算金の算定について、全国の多くの自治体が地方税法の解釈を誤解して取扱っていたことが明らかとなった。調査の結果、東村山市でも同様の処理が判明し、さる4月21日に議会へも報告があり、今後、再計算による還付が行われる。
	生活文教委員会での行政報告や、プレスリリースなども行われたが、発生原因や対策などについての説明が難解であり、改めて分かりやすい解説を求めるとともに、行政としてこの問題に関する見解をうかがいたい。
(1)	地方税法第17条の4 第1項における過誤納金処理について
	① この問題の発覚から対応までの経緯について、説明願いたい。(法解釈の詳細は②で伺う)
	②還付加算金の計算期間は、確定申告を経た賦課・納付の場合と、確定申告をしていない場合とでは、法律上異なる扱いとなることについて、具体的かつ分かりやすい説明を願う。
	③都内各自治体の対応状況を伺う。
(2)	還付加算金再計算の事務について
	①対象者はどの程度の人数になるのか。
	②還付金の総額の見通しは立っているか。
	③この事務に係わる追加コストについて伺う。
	④還付事務のスケジュールについて伺う。
(3)	この問題への見解と今後の対応
	①これからの事務の適正化への取り組み状況について伺う。
	②法的に正しい取扱いとすることで、今後還付加算金はどの程度増えると見込まれるか。
	③法律の正しい運用は当然であるが、納税者側の事情で発生した還付について、その間の金利負担までを自治体に求める法解釈にはかえって違和感を覚える。この点への見解を伺う。
	④「地方税法第17条の4 第1項」の解釈をめぐる、地方税還付加算金の始期の合理性について地方自治体の長として市長の見解を、総括的にお聞きしたい。

議席番号 18番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
2.	国保医療費適正化対策の今後について
	約2年前から広島県呉市の国保事業における医療費適正化への取り組みを紹介し、東村山市での導入提案を続けてきた。平成26年度の国保特別会計予算を見ると医療費分析業務委託料として12百万円が計上されるなど、国保会計にとっても、被保険者市民の健康の面からも、より科学的かつ実務的に有効な対策が打たれているものと評価する。今後、具体的にどのような段取りで医療費適正化施策を展開していくのかをお聞きするものである。
(1)	今年度予算が物語る医療費適正化への取り組み
	①国保運営経費の各種委託料は何を目的としたものか。医療費適正化との関係性を伺う。
	・医療費分析業務委託料 12,882千円
	・レセプト電算処理システム委託料 4,176千円
	・システム稼働維持支援委託料 11,664千円
	・システム運用支援委託料 9,371千円
	②この医療費適正化経費によって、今年度は具体的にどのような施策が執行されるのか。
	③レセプト分析は、具体的にどの期間の資料を用いてどのような手順で進められるのか。
(2)	ジェネリック医薬品使用促進通知の効果と課題
	①使用促進通知は、これまでどのような手法、または手順で実施されてきたか。
	②ジェネリック医薬品使用促進通知の現在までの効果と課題について伺う。
	③ジェネリック医薬品使用の割合について、目標を持って取り組んでいるのか。
(3)	国保財政の健全化における医療費適正化への期待
	①「医療費適正化」がめざす医療費増減トレンドは右肩下がりイメージしてよいのか
	②レセプト分析の後には、頻回受診対策、医薬品の併用禁忌対策、重症化予防対策などの具体的対策メニューが考えられるが、方針は決まっているのか？
	③レセプト分析等、費用もかかるが医療費適正化への費用対効果をどのように考えているか。できれば推定予算額とその効果見通しを示して方針をお聞かせ願いたい。
	④市長に医療費適正化への戦略的な施策について、総括的にお考えをお聞きしたい。